

# 一ツ葉有料道路料金徴収等業務委託契約書

宮崎県道路公社（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、一ツ葉有料道路の料金徴収等業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、一ツ葉有料道路の料金徴収業務、道路パトロール業務並びにパーキング及びトイレの清掃業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託契約は、長期継続契約を締結することができる契約及び運用基準に関する要領（平成19年5月16日施行）に基づく長期継続契約として行うものであり、委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和7年4月1日から令和12年2月28日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額金 〇〇〇〇円を含む。）とし、各年度ごとの金額は次のとおりとする。

(1)	令和7年度	金	円	（うち消費税及び地方消費税額金	円を含む。）
(2)	令和8年度	金	円	（うち消費税及び地方消費税額金	円を含む。）
(3)	令和9年度	金	円	（うち消費税及び地方消費税額金	円を含む。）
(4)	令和10年度	金	円	（うち消費税及び地方消費税額金	円を含む。）
(5)	令和11年度	金	円	（うち消費税及び地方消費税額金	円を含む。）

2 前項の消費税及び地方消費税額は、契約日時点における税率に基づくものであり、当該消費税及び地方消費税の税率改正が適用されたときは、改正後の税率に基づく税額に変更するものとする。

3 委託料は、社会経済情勢の著しい変動等やむを得ない事情があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、保険会社との間に、甲を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときは免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を特記仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を再委託してはならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(実地調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(資金計画書)

第9条 乙は、委託料に係る月別資金計画書を作成し、この契約締結後速やかに甲に提出しなければならない。

(委託料の請求及び支払い)

第10条 乙は、前条の資金計画書に基づき、毎月分の委託料について翌月に甲に請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の請求書の提出があったときは、その日から起算して15日以内に乙に委託料を支払うものとする。

(施設等の貸与等)

第11条 甲は、乙が委託業務を行うため、別に定める施設、設備、車両その他の物品(以下「施設物品」という。)を、乙に無償で貸し付けるものとする。

2 乙は、施設物品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 乙の責に帰さない施設物品の補修、修繕は甲が行う。

(委託業務内容の変更)

第12条 甲は、必要があると認めるとき、委託業務の内容を変更又は一時中止することができる。この場合において、委託期間又は委託料を変更する必要があると認められるときは、甲及び乙により協議して定める。なお、変更しようとするときは、甲は3ヶ月前までに乙に通知するものとする。

(賃金の変動に基づく委託料の変更(全体スライド))

第13条 甲又は乙は、委託期間内で委託期間開始の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残委託金額(契約金額から当該請求時の出来形部分に相応する委託金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残委託金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残委託金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残委託金額の1,000分の15を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残委託金額及び変動後残委託金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。

4 第1項による請求は、この規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合は、「委託期間開始の日」は、「直前のこの規定に基づく契約金額変更の基準とした日」とするものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により、契約期間中に委託業務を継続する見込みがないと認められるとき。

(2) 乙の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意志がないと認められるとき。

(3) 乙が次のいずれかに該当するとき

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからウまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

オ 乙が、アからウまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（エに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(4) 前項に掲げるもののほか、乙がこの契約に違反したとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 甲が第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、年額委託料の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

（総合評価方式における評価内容の担保）

第15条 乙は、甲が求めた「業務提案書」に対し、提出された業務提案のうち、甲が承認した提案については、本契約締結後速やかに甲と評価の内容の確認を行い、その結果を「実施計画書」として甲に提出しなければならない。乙は、提出し実施計画書に変更を生じる場合は、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

2 乙は、提出した実施計画書に基づき業務提案を実施しなければならない。

3 甲の承諾を得ず、又は正当な理由がなく乙が実施計画書どおりに業務提案を実施しない等、業務提案の実施効果に悪影響を及ぼしたと甲が判断した場合は、次の計算により得られた金額を委託料から減額するものとする。ただし、災害又はその他特別な事情などにより乙の責めによらない場合は、この限りでない。

・減額となる額（税抜き委託契約額）

$$= \frac{\text{不履行となった評価項目の得点（加算点）の合計}}{\text{当初契約時の評価点（標準点+加算点）}} \times \text{当初委託契約額（税抜き）}$$

（損害賠償）

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

1 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(法令の遵守)

第 17 条 乙は、業務の実施に当たり労働基準法ほか労働関係諸法令及びその他関係法令を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第 18 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 19 条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(協議)

第 20 条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 4 月 1 日

甲 宮崎市橘通東 2 丁目 7 番 1 8 号  
宮崎県道路公社  
理 事 長

乙 住 所  
氏 名

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

### (収集の制限)

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

2 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外のものから収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

### (適正管理)

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (複写又は複製の禁止)

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

### (再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

### (資料の返還等)

第8 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(実地調査等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙が処理する委託業務に係る個人情報の取扱状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。